

新潟県道路占用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第28号

新潟県道路占用規則の一部を改正する規則

新潟県道路占用規則（昭和45年新潟県規則第16号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
(期間の更新) 第13条 占有者は、占有の期間満了後引き続き許可を受けようとするときは、当該期間満了の日の1月前までに、 <u>別に定める申請書を知事に提出しなければならない。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、占有者に対し、占有の場所の位置図その他の書類の提出を求めることができる。</u>	(期間の更新) 第13条 占有者は、占有の期間満了後引き続き許可を受けようとするときは、当該期間満了の日の1月前までに、 <u>省令別記様式第5による許可申請書に、占有の場所の位置図を添えて知事に提出しなければならない。</u>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。